



おめでとうございます



日本被団協 ノーベル平和賞受賞

ノーベル賞委員会は10月11日、今年のノーベル平和賞を日本被団協に授与すると発表しました。このニュースに日本中が喜びに沸きました。

広島と長崎の被爆者たちは命を賭けて、世界中を行脚し、核兵器と人類は共存できないと訴え続けました。そして、ついに国連で「核兵器禁止条約」を成立させたのです。

世界で唯一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器禁止条約の批准をするどころか、アメリカなどの核兵器保有国に頭を下げ、核の傘の下で守ってもらおうという政策を変えていません。

核兵器は一旦使われれば、世界中で広島・長崎の比ではない人々が犠牲になります。

私たちも核兵器禁止条約の早期批准を求めましょう。

朝日生命とたたかう

Nさんを支援する会を結成

先月お知らせした朝日生命と闘うNさんを支援する会が、11月10日の執行委員会で結成が確認され、早速その場で22人が加入。さらに広がっています。

Nさんは、労働審判の開始を待っていますが、働く仲間の苦難を共に闘い、励ましあって、勝利を勝ち取るためにがんばりましょう。

Nさんの労働審判を闘うためにはたくさんの資金が必要です。募金もよろしくお願ひします。

労働審判の日程が決まったらお知らせしますので、立川地裁への膨張もお願ひします。

支える会への申し込みはCU三多摩まで、また会費や募金の振り込みは下記へお願ひします。

口座名義 コミュニティユニオン
三多摩協議会執行委員長宮田清志

口座番号 中央労働金庫立川支店
普通預金156538

募金か会費かを事務所までお知らせください。

秋の組合員拡大運動の成功を

目標は18人(12月末まで)、労働組合があつてこそ権利が守られます

秋の拡大月間が始まっています。この間、労働相談での加入も含めて、9人が加入しました。三多摩の目標は18人です。もう少しがんばらなければなりません。

先月号にも掲載したとおり、必要な方は組合のチラシも送りますので、職場の仲間や友人に組合への加入を進めていただければと思います。

CU三多摩は来年、10周年を迎えます。多摩地域の人口はおよそ430万人、就業人口は186万人です。今、CU三多摩の組合員は300人を超えたところです。第10回大会で、時期大会まで330人を目指し、いずれ500人の峰を目指さなければなりません。

組合員の皆様のご協力で秋の拡大運動を成功させましょう。

第2回執行委員会での報告

1、総選挙の結果について

第50回総選挙は、与党の自民・公明両党が合わせて過半数を下回る結果となりました、2009年に民主党(当時)に政権を奪われて以来の歴史的な大敗です。

国民の怒りの大元には、自民党がパーティ券の売り上げの一部を政治資金報告書に記載せず、自分の懐に入れていたという裏金疑惑の政治家がたくさんいる一方で、国民は低賃金、低年金、物価高などで苦しい生活を強いられていることにありました。

自民党を追い詰め、政治的画期をなす大激動をもたらしたのは、「しんぶん赤旗」でした。そもそも裏金問題を暴き岸田文雄政権を退陣に追い込んだのは赤旗の日曜版の報道です。さらに決定打となったのは、各メディアも指摘するように、裏金で非公認になった候補に自民党本部が政党助成金から2千万円を振り込んだことを暴き、自民党に自浄能力がないことを白日の下にさらした、赤旗の特報でした。

日本を経済成長しない国、賃金の上がらない国にし、消費税増税や物価高を放置した経済無策。5年間で43兆円もの大軍拡で、暮らしと平和を押しつぶす自民党政治を変えたいという国民の強い願いが、政治を前向きに動かす可能性を開きました。

今後、自民党政治に代わる政治をどうつくるか、金の力で政治を動かす企業・団体献金の禁止、大幅賃上げ、労働時間短縮、社会保障の拡充、教育の無償化なども各党に問われます。

2、労働者の実質賃金再び前年比マイナスに！

厚生労働省の10月8日、8月分の毎月勤労統計調査(速報)の発表によれば、物価の上昇分を差し引いた働き手1人あたりの8月の「実質賃金」は、前年同月から0.6%減り、3カ月ぶりにマイナスに転じました。実質賃金は6月に27カ月ぶりにプラスとなったものの、プラス基調は定着していない現状が明らかになりました。

最低賃金は上がりましたが、この物価高で国民の生活はよくなっていません。一日も早く全国一律1,500円を要求し、さらに生活できる賃金2,000円を要求しましょう。

労働組合を大きくしましょう。

執行委員会で学習

朝日生命との訴訟と、障がい者雇用の

たたかいの意義について

講師 白神優理子弁護士

11月10日、第二回執行委員会で、タイトルの



中身で学習会が行われました。講師は朝日生命と訴訟代理人の一人である白神弁護士です。

白神弁護士は初めに、「障害者を差別することは法律で禁じられている」と、障害者関係の法律の成立過程に言及しました。

2006年に国連で採択された「障害者の権利条約」は「障害に基づくいかなる差別もなく、すべての障害者のあらゆる人権と基本的自由を完全に実現することを確保すべき」としました。

さらに、労働・雇用の分野では①雇用に係る全ての事項について、障害による差別を禁止、②公平良好な労働条件、安全で健康的な作業条件、苦情に対する救済についての権利を保障、③職場において合理的配慮が提供されることを確保するために、適当な措置を取るべきとしています。

障害者関連国内法の整備

日本でも『障害者権利条約』の批准のために、国内法を整備します。まず、障害者基本法が改正され、①差別の禁止、②社会的障壁の除去が謳われました。続いて、障害者差別解消法(障害者差別禁止法)が制定され、障害を理由とした差別の解消促進についての基本事項を定めました。そして、2013年障害者雇用促進法が改正されました。

障害者雇用促進法

障害者雇用促進法は事業者①募集・採用についての差別の禁止、②障壁を解消する合理的配慮を講じることを義務付けています。

朝日生命訴訟の意味とその意義

今回の朝日生命事件は、有期雇用労働者に対

する休職命令、雇止めを行ったことに対し労働審判の申立てを行ったもの。

休職命令は「真実就労が不能な状況にあると主治医及び産業医の診断があり、かつ就業規則等に定められた手続きに則って行われた場合のみ有効であり、本件の場合主治医は合理的配慮があれば即日就労可とした診断書を提出しており、無効である。雇止めも、合理的根拠がないと話されました。

最後に白神弁護士は、本事件労働審判申立の意義は①休職命令と雇止めによる被害の救済を図ること、②障がい者雇用について、申告した障がい者を理由とする雇止めが許されれば、およそ障がい者雇用は成り立たなくなることについて、警鐘を発することにあると述べました。

今寄せられている労働相談より

①賃金未払い問題

自宅で看取りをする家庭の支援をする訪問看護事業所で看護師として働いていました。ところが、訪問先の患者さんが死亡し、予約が解除。契約ではそういう事態でも賃金が払われるようになっていましたが、経営が悪化していると未払いに。解決が困難になっています。



②施設警備業務での勤務過重問題

国の施設の警備を請け負う企業で、24時間拘束の勤務。人手がなく、上司に申し出ても何もしてくれない。勤務の時は、朝9時半から翌朝8時59分までの勤務だが、実際には朝7時半から勤務が始まっている。労働時間管理もされていない。そもそも契約書も渡されていない。事業者は団体交渉を拒否。労働法上も許されない事態。解決のために努力中。

③酒の量販店で問題を摘発し、雇止めに

2021年から働いているが、契約社員で、三か月単位で更新され、12回になっている。

有給休暇が勝手に消化したようにされ、タイムカードを押さずに勤務するよう命令したり、



運転業務の際のアルコールチェックもされなかったりして、それを指摘すると、「事故が起っていないからいいんだ。」とか、「有給の勝手な消化をした者を知ってどうなる。」など居直る上司が許せない。「殺すぞ」などの暴言もあった。

5月に本社に呼び出され、雇止めを通告された。数回の団体交渉を行い、一定の線で解決に至りそう。当事者は、「会社のやり方はあまりにも卑劣で、きちんと謝罪をしてもらいたい。また、口外禁止条項は無しにしてほしい。まだまだ困っている人が会社にいるから。」と語っています。

④定年後、再雇用に関する問題

定年後の再雇用の条件が、週一日勤務との提案。再雇用制度では、現役時代の60%の保証をするよう求めており、納得がいかないと団体交渉中。

⑤ごみ収集事業所での勤務状況の問題

労働時間が朝8時から16時まで、昼休みもなく働かされている。タイムカードを16時に取り上げられ、残業時間の記載もできない。給料の支給日が突然15日遅らせると通告があった。

会社都合で退職したい。団体交渉中。

分会活動 清瀬東久留米分会

地区労の呼びかけで交流会30人を 超える参加で盛況

CU三多摩の清瀬・東久留米分会は11月17日、加盟している清瀬・東久留米地区労の交流会



が行われ、30 人を超す傘下で盛況でした。CU の組合員もおよそ 10 人が参加しました。

交流会には看護師や保育士などの労働組合や東京土建、年金者組合他多数の団体が参加。各組合の現状や清瀬市の図書館を守る運動の紹介などもあり、とても賑やかに交流がされました。



初の首都圏地域労組の学習交流

80 人超参加で意義深い取り組みに！

首都圏で活動する「地域労組の学習交流集会」が 11 月 16 日、千代田区麹町のエデュカス東京で開催。学習と経験交流が行われ、三多摩から 3 人が参加(全体で満席の 80 人超)しました。

参加組合は CU 東京はじめ青年ユニオン、新宿一般労組、埼玉、神奈川、千葉、山梨からも参加され、初の地域労組交流会となりました。

都留文科大の後藤道夫名誉教授からの問題提起は、深刻化する格差・貧困・孤立の拡大と抵抗、労働運動の衰退 50 年の中で、労働組合活動が、雇用労働条件の改善のみならず社会運動の領域に踏み込む必要性を訴えました。

交流では冒頭に CU 東京など 4 組合の報告の後、CU 東京では病院看護部長の雇い止め訴訟の本人発言(港支部)、渋谷支部、三多摩から「朝日生命障害者雇い止めを撤回させる取り組み」について福田副委員長が発言しました。

全労連より黒沢事務局長も特別参加されて発言、対話と学び合いのボトムアップ運動を展開していきたいとの提案、神奈川・千葉・埼玉・山梨の地域労連からもそれぞれの闘いの発言がありました。



首都圏初の交流、意義深い取り組みであり今後の積み重ねの必要性を感じたところです。

(書記次長 宮本一)

組合員からの投稿

『便利と"不便"』

S・S

毎日のように報道される闇バイトによる強盗殺人。Twitter などで仕事を探し、見ず知らずの相手に免許証や自分の写真を送信し、指定された場へ行き、強盗をすることを知らされる。

また、JRA 所属の 20 歳の若手騎手が競馬場内へ自家用車で乗り入れ、取り調べの後に死亡していたことが分かったとのこと。JRA の若手騎手の問題は他にもあり、調整ルームと呼ばれるエリアで外部との通信をし、何人もの若手騎手が騎乗停止処分となっている。藤田菜々子騎手については引退したと報道がされた。

ここまで長々と見聞きしたニュースをもとに書いてきたが、これに共通していることは全て"スマホ"が原因だということ。

スマホは私たちの日常にとって、便利なものであることは間違いない。電車に乗れて、写真を撮って Google 検索をして花の名前がわかるなど便利な"スマホ"。

目の前の安全を確認せずスマホに夢中になり踏切内に立ち止まり命を落としたり、禁止されているエリアでスマホ操作を我慢できずに騎乗停止や引退になり仕事を失ってしまったり、スマホがなければ闇バイトにひっかかることも無かったのではないかと私は考える

しかし、今の時代スマホは生活必需品の一つになっている。私自身明日からスマホなしで生活をするように、と言われても困る。通勤するのにスマホ、天気予報を見るのにスマホ、アラームかけるのもスマホだ。挙げたらきりが無い。しかし、私たちの日常にスマホがなかった時代も、私たちは何不自由なく当時は生活できていたのではないかと振り返る。

便利になる一方でそれが無くなったときに、何もできなくなってしまう人が増えるのではないかと、思う。

スマホに限らず世の中便利なモノが増えていくことは良いことだと思う。が、人間は"不便"な世の中であることこそが、人間が人間らしく生きていける世の中なのではないかとも思う。

